

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 1 3 日

各都道府県及び市区町村 衛生主管部（局） 御中
各都道府県及び市区町村 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について

障害者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」（令和 3 年 3 月 3 日事務連絡）において、障害特性を踏まえた適切な配慮が提供されるよう、必要な事項をお示ししているところです。

今般、障害者に対する新型コロナウイルスワクチン接種が迅速かつ円滑に行うことができるよう、留意すべき事項を下記の通りお示ししますので、都道府県及び市町村（以下「市区町村等」という。）におかれては、それぞれの衛生部局や障害保健福祉部局において、この留意すべき事項を踏まえ、引き続き連携を図るとともに、医療関係団体や障害者関係団体等ともご協力いただきますよう、お願いいたします。

併せて、市区町村等におかれては、本事務連絡の内容を管内の関係団体に周知いただくようお願いいたします。

記

障害者が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるに当たっては、障害特性への配慮が必要であるほか、公的な福祉サービスによる支援が必要な場合などもあることから、必要な段取り等に要する期間も考慮の上、接種の意向や接種する場合の段取り等について、かかりつけ医等と相談しておくことが必要で

ある。

このため、市区町村等においては、接種対象者が接種可能となった段階で速やかに接種を受けられるようにするため、接種を行う場合の準備をあらかじめ進められるよう、障害者とかかりつけ医等が早めに相談することについて、関係団体等の協力も得ながら、周知を行うこと。

また、障害者に新型コロナウイルスワクチンを接種できるかかりつけ医等がない場合については、必要に応じ、市区町村等において医師会等の関係団体と連携のもと、実施可能な医療機関や市区町村が設ける会場等を紹介するなどの対応を行うこと。

高齢者である障害者、基礎疾患を有する障害者や基礎疾患を有しない障害者いずれの場合にあっても、それぞれの接種可能段階において円滑かつ迅速に接種が可能となるよう、市区町村等においてはきめ細かな相談や接種時等の障害特性に考慮した対応など合理的な配慮を行うこと。

なお、市区町村等における障害者からの相談に当たっては、別添「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」等も参考としつつ、障害者が必要な情報を得ることができるよう、適切な対応を行うこと。

以上